平成23年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題I】

- (1) 意匠制度により意匠を保護することの意義について説明せよ。
- (2) 意匠権の取得により期待される利点を2つ挙げ、説明せよ。
- (3) 権利行使をしやすい意匠権を取得するために意匠法独自の制度を2つ挙げ、それぞれの制度の趣旨と権利行使をしやすい理由について説明せよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

甲は、互いに類似する自動二輪車Aの意匠 / 及び自動二輪車Bの意匠口をそれぞれ自ら創作し、平成23年1月10日にパリ条約の加盟国Xで開催されたモーターショーに自動二輪車Aを、同年2月1日にパリ条約の加盟国Yで開催されたモーターショーに自動二輪車Bをそれぞれ展示したところ、Y国で自動二輪車Bが好評を博した。このため、甲は、同年2月15日にY国に自動二輪車Bの形状に係る考案について実用新案登録出願を行った。

乙は、意匠口に類似する自動二輪車Cの意匠ハを自ら創作し、同年2月25日に我が国に意匠ハについて意匠登録出願を行い、同日に我が国において意匠ハの実施である事業の準備を開始し、同年4月15日から自動二輪車Cの販売を開始した。

これらの事実を前提として、以下の各間に答えよ。ただし、いずれの出願も、分割若しくは変更に係るものでもなく又は補正後の新出願でもないものとし、放棄若しくは取下げ 又は却下されていないものとし、出願人の名義の変更もないものとする。

(1) 我が国において意匠口に係る意匠登録出願を思い立った甲から、平成23年7月3日(日)に相談を受けた代理人として出願の際に検討すべき事項を説明せよ。なお、この代理人は、**乙**による出願の事実は知らないが、**乙**による販売の行為について知り及んでいるものとする。

(2)

- (2-1) **Z**の意匠**ハ**に係る意匠登録出願は、登録を受けることができるか否か理由とともに説明せよ。
- (2-2) **甲**が意匠口について意匠登録を受け、その登録の際現に**乙**は我が国において自動二輪車**C**の販売を行っていたとする。この場合、**乙**が当該販売を継続しようとするとき、**乙**が主張すべき事項を挙げ、**乙**の主張が認められるか否か理由とともに説明せよ。ただし、意匠**ハ**は登録意匠口に類似しない旨の主張はしないものとし、登録意匠口には、無効理由はないものとする。